

【オーストラリア】連邦議会議員等の旅費に係る監督機関の設置

海外立法情報課 芦田 淳

* 2017年1月に明らかになった閣僚のスキャンダルを踏まえ、同年2月、連邦議会議員等の旅費について監督する独立機関を設置する法律が制定された。同法は、当該機関の構成や権能のほか、旅費に関する報告書を定期的に作成し、公開することを定めている。

1 設置の背景等

2017年2月22日、連邦議会議員及びそのスタッフ等の交通費、宿泊費及び日当に係る支出について監督する独立の機関を設置する2017年法律第2号(Independent Parliamentary Expenses Authority Act 2017)及びそれに伴う所要の法改正を行う2017年法律第3号(Independent Parliamentary Expenses Authority (Consequential Amendments) Act 2017)が制定された。この背景には、保守連合政権のスッサン・リー(Sussan Ley)保健大臣が、2013年及び2014年にゴールド・コーストで開催された大口政治献金者の大晦日祝賀パーティーに参加するための旅費を連邦政府に請求していたこと、2015年5月に公務で出張した際、ゴールド・コーストで79万5千ドル(約6800万円)(注1)と高額な不動産を購入していたこと等を批判され、2017年1月に大臣を辞任した事案等が挙げられる(注2)。

また、当該機関の設置に当たっては、イギリスで2009年に設置された独立議会倫理基準局(Independent Parliamentary Standards Authority)(注3)が参考にされている。

2 法律の要点

(1) 支出監督機関の構成

連邦議会議員等の旅費支出について監督する独立の機関(Independent Parliamentary Expenses Authority)(以下「支出監督機関」)は、議長及び俸給審判所(Remuneration Tribunal)(注4)長官に2名又は3名を加えた最大5名から構成される。俸給審判所長官を除く他の構成員は、連邦総督により任命され、その任期は5年を超えないものとする。総督任命による構成員の資格として、①1名は連邦レベルの司法官経験者又は州若しくは特別地域(注5)の最高裁判所裁判官経験者であること、②1名は連邦議会議員経験者であること、③1名は監査の分野において、十分な経験又は知識があり、かつ、重要な地位にある者が求められている。また、5名で構成される場合には、1名は行政又は企業統治(コーポレート・ガバナンス)の分野において、十分な経験又は知識があり、かつ、重要な地位にある者でなければならない。なお、構成員は、常勤ではない。このほか、支出監督機関には、組織の運営管理を行う最高管理責任者(CEO)及び職員が置かれる。

(2) 支出監督機関の運営

支出監督機関は、以下で述べる権能を行うために会合を開くこととし、その際の定足数は構成員2名である。決定を行う際の投票は出席構成員の多数決で行うが、投票が同数の場合は、議長が決定を行う。

(3) 支出監督機関の権能

支出監督機関は、公務のための旅行に関して、①連邦議会議員の交通費、宿泊費及び日当、②連邦議会議員経験者の一定の交通費、③「1984年連邦議会議員（スタッフ）法」第3部又は第4部（注6）に基づき雇用されている者（以下「スタッフ」）の交通費及び宿泊費に係る権能を有している。その主な権能を具体的に挙げれば、①連邦議会議員及びその経験者並びにスタッフに対して、交通費及び宿泊費に関する助言を個別に与えること並びに説明資料を作成すること、②連邦議会議員及びスタッフ（以下「連邦議会議員等」）の交通費及び宿泊費に関して監視すること、③連邦議会議員等の日当、交通費及び宿泊費に関する報告書を定期的に作成し、支出監督機関のウェブサイトで当該報告書を公開すること（なお、従来は財務省が6か月ごとに報告を実施してきた。）、④連邦議会議員等の日当、交通費及び宿泊費に関する監査を行うこと、⑤連邦議会議員等の交通費及び宿泊費に関する申立てを処理することである。

(4) 調査権限

支出監督機関は、書面により、日当及び交通費に関する内容を含み、かつ、同機関の報告及び監査に係る権能を行うのに密接に関連する情報及び文書を提出するよう、関係者に要求することができる。その際には提出までの期間を14日以上確保しなければならない。提出の要求に従わない場合、関係者は、当該情報等により自らが有罪になるおそれがあるときを除いて（自己負罪拒否権）、処罰されると規定されている。

注（インターネット情報は2017年3月16日現在である。）

- (1) 1豪ドルは約86円（平成29年3月分報告省令レート）。
- (2) *The Sydney Morning Herald*, January 10, 2017, pp.4-5. なお、他の閣僚に関しても、ポロやフットボール観戦に際して旅費を請求していたことが報道された。
- (3) イギリスの独立議会倫理基準局に関しては、高信麻「【イギリス】2009年議会倫理基準法の制定」『外国の立法』No.241-2, 2009.11, pp.8-9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000015_po_02410204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> を参照。
- (4) 俸給審判所は、日本の人事院に相当し、連邦政府職員の俸給や各種の手当の額を決める権限を有する機関である。等雄一郎「【オーストラリア】連邦議会議員（生涯ゴールドパス）改正法の制定」『外国の立法』No.252-1, 2012.7, pp.14-15. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3507780_po_02520104.pdf?contentNo=1>
- (5) オーストラリアは、6つの州、首都特別地域及び北部特別地域で構成される。
- (6) 首相等の役職者のスタッフ及び連邦議会議員のスタッフの待遇等を定めるものである。

参考文献

- ・“Independent Parliamentary Expenses Authority Act 2017” <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00002>>
- ・Cathy Madden and Deirdre McKeown, “Independent Parliamentary Expenses Authority Bill 2017 and Independent Parliamentary Expenses Authority (Consequential Amendments) Bill 2017” <http://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/FlagPost/2017/February/Independent_Parliamentary_Expenses_Authority_Bill_2017>